

総務行政の主な課題

海野耕太郎

皆川 健一

(総務委員会調査室)

1. はじめに
2. 地方行政関係
 - (1) 第32次地方制度調査会をめぐる最近の動き
 - (2) 地方公務員をめぐる動き
 - (3) マイナンバー制度の着実な実施とマイナンバーカードの利活用推進
3. 情報通信・郵政・放送関係
 - (1) 電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申
 - (2) 電話リレーサービス
 - (3) 電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合
 - (4) かんぽ生命の不適正募集問題
 - (5) NHKの常時同時配信をめぐる最近の動き
4. おわりに

1. はじめに

総務行政については、2019年8月30日に総務省から「Society5.0時代の持続可能な地域社会の構築（総務省重点施策2020）」として、2020年度に積極的に取り組むべき重要施策等が発表されており、その内容に則して、総務省に置かれた審議会・研究会等において具体的な検討が進められている。

また、高市総務大臣は総務行政関連の専門誌に寄せた年頭所感で、2020年においては、地域の活性化と地方への人の流れの創出、5G・IoT・AI時代の地域社会、マイナンバーカードを活用した消費活性化等、安定的な地方行政財政基盤の確保、防災・減災／復旧・復興及び持続可能な社会基盤の確保等に取り組む意向を表明している¹。

本稿では、このような最近の状況を踏まえ、特に直近の動向等を紹介することを通じて、

¹ 高市総務大臣年頭所感『地方議会人』（2020.1）8頁

総務行政に関し当面する主な課題を概観することとしたい。(なお、2019 年末の予算折衝で決定された 2020 年度地方財政対策については、『立法と調査』No. 420 の内山裕貴「令和 2 年度地方財政対策の概要と主な論点」を参照されたい。)

2. 地方行政関係

(1) 第 32 次地方制度調査会をめぐる最近の動き

第 32 次地方制度調査会は、2018 年 7 月に発足し、安倍総理からは、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応する観点から、圏域における地方公共団体の協力関係、公・共・私のベストミックスその他の必要な地方行政体制のあり方」について諮問がなされた。

同調査会の発足に当たり、野田総務大臣(当時)からは、「日本全体のあらゆるシステムを、これまでのように人口増加を前提にしたものから、人口減少に対応したものに変えるべき時期が来ている」との認識が示された²。

また、地方制度調査会では、議論を深めるための専門小委員会を設置し、各行政分野の課題について、関係省庁や地方公共団体等からのヒアリングを実施し、これを踏まえて課題や取組等が整理され、2018 年 12 月に開催された第 2 回総会に報告された。

その後の専門小委員会においては、有識者からの意見聴取や、現地調査、分野横断的な議論が進められ、2019 年 7 月 31 日に「2040 年頃から逆算し顕在化する地方行政の諸課題とその対応方策についての中間報告」が提出された。

同中間報告は、「人口減少が深刻化し高齢者人口がピークを迎える 2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題としてどういったものが考えられるか、また、これにどのように対応することが求められるか」という観点から、「地域の枠を越えた連携」、「組織の枠を越えた連携」等を中心に整理されている。今後、地方制度調査会は、本年 7 月までの任期を踏まえ、地方公共団体の意見を聴きながら調査審議を行い、最終答申が示されると見込まれる。

また、同調査会においては、2010 年に改正された現行の「市町村の合併の特例に関する法律」(平成 16 年法律第 59 号)が 2019 年度末に期限を迎えることから、これへの対応についても審議が進められ、2019 年 10 月 30 日に「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」が提出された。同答申は、「基礎自治体についての現状認識と今後の課題」、「今後の基礎自治体による行政サービスの提供体制についての考え方」及び「市町村合併についての今後の対応方策」について整理されており、これを踏まえ総務省は、2020 年 2 月 4 日に、市町村の合併の特例に関する法律の一部を改正する法律案を提出した³。

² 第 32 次地方制度調査会第 1 回総会議事録 4 頁<https://www.soumu.go.jp/main_content/000569072.pdf>(以下、URL の最終アクセスの日付はいずれも 2020 年 2 月 4 日。)

³ 「第 201 回国会(常会)総務省提出予定法律案等」(2020 年 1 月 17 日付け総務省報道発表資料)<https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo02_02000046.html>によれば、その要旨は「自主的な市町村の合併が引き続き円滑に行われるよう市町村の合併の特例に関する法律の期限を 10 年間延長する」とされている。

(2) 地方公務員をめぐる動き

ア 臨時・非常勤職員における適正な任用・勤務条件の確保

地方の厳しい財政状況が続く中、臨時・非常勤職員の総数は、多様な行政サービスに対応していく必要があるとともに、働く側からも様々な働き方へのニーズがあることから、増加し続けている状況にある。地方公共団体における臨時・非常勤職員の状況について、総務省ではこれまで、2005年、2008年、2012年、2016年と4回にわたり実態調査を実施してきた。それぞれの調査の結果、臨時・非常勤職員の総数は、2005年4月1日現在で約45万6千人、2008年4月1日現在で約49万8千人、2012年4月1日現在で約59万9千人であり、2016年に実施された総務省の「地方公務員の臨時・非常勤職員に関する実態調査」では、2016年4月1日現在の臨時・非常勤職員の総数は約64万3千人である。

こうした中、臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保する観点から、2017年5月に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」（平成29年法律第29号）が成立した。本改正では、一般職として会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件を厳格化し、会計年度任用職員制度への必要な移行を図ることとされた。あわせて、会計年度任用職員について、期末手当の支給を可能とするとされた。

なお、法律案審議の際に参議院総務委員会において付された附帯決議では、政府に対し「現行の臨時的任用職員及び非常勤職員から会計年度任用職員への移行に当たっては、不利益が生じることなく適正な勤務条件の確保が行われなければならない。そのために地方公共団体に対して適切な助言を行うとともに、制度改正により必要となる財源についてはその確保に努めること。」を求めている。

2020年4月1日の法律施行に向け、臨時・非常勤職員を任用する全ての地方公共団体において、①臨時・非常勤職員の実態の把握、②臨時・非常勤職員全体の任用根拠の明確化・適正化、③会計年度任用職員制度の整備を実施する必要がある。総務省は、「会計年度任用職員制度の導入等に向けた事務処理マニュアル」（2017年8月作成、2018年10月改訂）を公表するとともに、会計年度任用職員に対する期末手当の支給等に係る経費について、2020年度地方財政対策では1,738億円が一般行政経費（単独）等で措置された。今後、各地方公共団体における会計年度任用職員制度の円滑な導入に向けた動向が注目される。

イ 定年延長をめぐる動き

国家公務員の定年延長については、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（2017年6月9日閣議決定）において、「公務員の定年の引上げについて、具体的な検討を進める」とされた。

その後、人事院は2018年8月10日に「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を行った。この申出においては、定年を段階的に65歳まで引き上げるとともに、60歳超の職員の給与を60歳前の7割水準に設定すること、役職定年制の導入、定年前の再任用短時間勤務制の導入、能力・実績に基づ

く人事管理の徹底等が示された(図1参照)。また、「経済財政運営と改革の基本方針2019」(2019年6月21日閣議決定)においても、「人事院の意見の申出も踏まえて、公務員の定年を段階的に65歳に引き上げる方向で検討する。」とされており、第201回国会において、内閣官房から2018年の人事院からの意見の申出を内容とする国家公務員法等改正案が提出される予定となっている⁴。

図1 定年の段階的な引上げのための意見の申出(人事院)の概要

公務員の定年の段階的引上げに関し、①定年の見直し、②役職定年制の導入、③60歳以上の職員の給与、④定年前の再任用短時間勤務制の導入等の措置を講じる。

① 定年の見直し

- 一定の準備期間を確保しつつ、定年を段階的に60歳から65歳に引上げ
- ただし、職務と責任に特殊性があること又は欠員の補充が困難であることにより、定年を65歳とすることが適当でない官職の定年は70歳を上限として別途定める。

② 役職定年制の導入

- 組織の新陳代謝を確保し、組織活力を維持するため、当分の間、役職定年制を導入

対象	管理監督職員
内容	原則60歳に達した日以後最初の4月1日までの間に、役職定年対象官職以外の官職へ任用換(降任等)を行う
例外	職務の特殊性や欠員補充の困難性等の事情から公務の運営に支障が生じる場合、下記の例外措置を定めることが可能 (1) 60歳超の役職定年年齢を設定 (2) 役職定年時期を延期(最長3年間)

③ 60歳以上の職員の給与

- 民間の実情等を踏まえ、当分の間、60歳以上の職員の年間給与を60歳前の7割水準に設定
- ※ 役職定年により任用換えされた職員の年間給与は任用換前の5割～6割程度の場合も

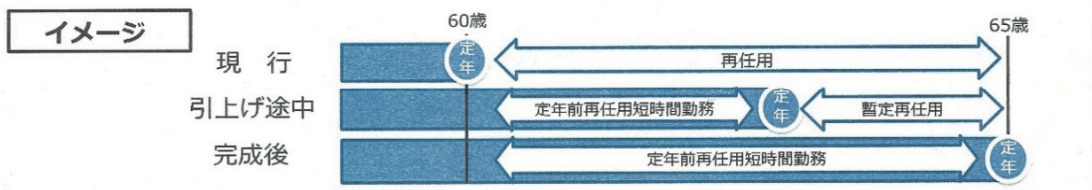
⁴ 「第201回国会(常会)内閣提出予定法律案等件名・要旨調」によれば、国家公務員法等の一部を改正する法律案の提出が予定されており、その要旨は「人事院の国会及び内閣に対する平成30年8月10日付けの意見の申出に鑑み、国家公務員の定年を段階的に年齢65年に引き上げるとともに、管理監督職勤務上限年齢(仮称)による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務(仮称)の制度を設けるほか、年齢60年を超える職員に係る給与及び退職手当に関する特例を設ける等の措置を講ずる」とされている。

④ 定年前の再任用短時間勤務制の導入

- 60歳以上の職員の希望に基づく短時間勤務を可能とし、多様な働き方を実現

対象	60歳以上の職員
内容	一度退職した上で短時間勤務の職に任用
勤務形態	週15時間30分～週31時間 (現行の再任用短時間職員と同様)

※ 定年の段階的な引上げ期間中は、定年後65歳までの間に現行の再任用制度を暫定的に存置（65歳定年の完成で廃止）



その他

- 1～4の制度については、定年の段階的な引上げ期間中においても必要な見直しを検討
- 定年の引上げ期間中も真に必要な新規採用を計画的に継続できるよう措置
- 職員の自主的な選択としての退職を支援するため、退職手当上の措置や高齢層職員の能力及び経験を公務外で活用する観点から必要な方策を検討
- 能力・実績に基づく人事管理が徹底されるよう、人事評価に基づく昇進管理の厳格化を検討するとともに、勤務実績不良の職員の厳正な分限処分などの必要な見直しを行う

(出所) 総務省資料

地方公務員法（昭和25年法律第261号）においては、地方公務員の定年について、「国の職員につき定められている定年を基準として条例で定める」（第28条の2第2項）とされている。特に別段の取扱いをする合理的理由がない限り、国家公務員と同一の定年を条例で定めなければならないと解されており、国家公務員の定年が引き上げられた場合、地方公務員の定年についても連動して引き上げられることとなるが⁵、その他の関係制度（役職定年制、定年前の再任用短時間勤務制等）については、国家公務員において改正が行われる場合には、地方公務員法の改正が必要となる。そのため、2018年の人事院からの意見の申出や国家公務員における制度設計を踏まえ、地方公務員への制度導入について検討が行われ、第201回国会において、前述の国家公務員法等改正案と同等の制度設計による地方公務員法改正案が提出される予定となっている⁶。

(3) マイナンバー制度の着実な実施とマイナンバーカードの利活用推進

ア マイナンバー制度の導入とマイナンバーカードの交付状況

2013年5月、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）が成立し、社会保障・税制度

⁵ 橋本勇『逐条地方公務員法<第4次改訂版>』（学陽書房、2016年）599頁

⁶ 「第201回国会（常会）総務省提出予定法律案等」によれば、地方公務員法の一部を改正する法律案の提出が予定されており、その要旨は「地方公務員の定年の基準となる国家公務員の定年が段階的に引き上げられるとともに、管理監督職務上限年齢による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務の制度が設けられること等を踏まえ、地方公務員に係る管理監督職務上限年齢（仮称）による降任及び転任並びに定年前再任用短時間勤務（仮称）の制度を設ける等の措置を講ずる」とされている。

の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公正・公平な社会を実現するための社会基盤としてマイナンバー制度が導入された。市区町村は、2015年10月からマイナンバーの付番・通知を開始し、2016年1月からマイナンバーの利用及びマイナンバーカードの交付を行っている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2019」（2019年6月21日閣議決定）においては、「安全・安心で利便性の高いデジタル社会をできる限り早期に実現する観点から、2022年度中にほとんどの住民がマイナンバーカードを保有していることを想定し（中略）マイナンバーカードの普及を強力に推進する。」とされている。2019年9月3日のデジタル・ガバメント閣僚会議（議長：内閣官房長官、副議長：情報通信技術（IT）政策担当大臣、総務大臣）で、マイナンバーカード交付枚数の想定について「全体スケジュール」が示されたところであるが（図2参照）、現在の交付済枚数は2019年12月16日時点で約1,872万枚、人口に対する交付枚数率は全国平均で14.7%となっている。

図2 全体スケジュール（抜粋）

（マイナンバーカード交付枚数（想定））

2020年7月末	3000～4000万枚	マイナンバーカードを活用した消費活性化策に向けて
2021年3月末	6000～7000万枚	健康保険証利用の運用開始時
2022年3月末	9000～10000万枚	医療機関等のシステム改修概成見込み時
2023年3月末	ほとんどの住民がカードを保有	

（出所）デジタル・ガバメント閣僚会議提出資料より抜粋

イ カードの利活用推進に向けたこれまでの主な取組

総務省は、2016年9月16日に、「マイナンバーカードを活用した住民サービスの向上と地域活性化の検討について」（通知）を都道府県知事に対し発出した。同通知では、各種証明書のコンビニ交付サービスの導入に向けた早期かつ積極的な検討を依頼しており、2019年11月1日現在で654市区町村が導入している。

また、2017年9月にはマイナンバーカードのマイキー部分（ICチップの空きスペースと公的個人認証の部分で、国や地方公共団体といった公的機関だけでなく、民間でも活用できるもの）を活用して、マイナンバーカードを公共施設や商店街などに係る各種サービスを呼び出す共通の手段とするための共通情報基盤である「マイキープラットフォーム」の運用を開始した。

2017年11月には、各種手続きの際に住民が行政機関等に提出する書類（住民票の写し、課税証明書等）を省略可能とする等のため、番号法に基づき、異なる行政機関等の間で専用のシステムを用いて個人情報のやり取りを行う「情報連携」の本格運用を開始するとともに、行政機関への各種申請や行政機関からのお知らせサービス等が利用可能なサイトである「マイナポータル」について本格運用を開始した。

ウ マイナンバーカードを活用した消費活性化策

「経済政策の方向性に関する中間整理」（2018年11月26日未来投資会議、まち・ひと・しごと創生会議、経済財政諮問会議及び規制改革推進会議決定）においては、「駆け込み・反動減に対応して、中小小売業に関する消費者へのポイント還元支援策などを集中的に実施した後、対策効果の剥落を緩和し、消費の活性化を図る観点から、その後の一定期間の措置として、マイキープラットフォームを活用したプレミアムポイント付与に対する支援を検討する。」とされた。

さらに、「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」（2019年12月5日閣議決定）において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策が示された。具体的には、2020年9月から2021年3月までの期間、マイナンバーカードを活用した消費活性化策（マイナポイント⁷の付与、4,000万人を対象に2万円の前払い等に対し5,000ポイントの付与）を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目なく下支えするとともに、官民共同利用型キャッシュレス決済基盤を構築することとしている。

これらを受け総務省は、2020年度予算において、「マイナンバーカードの普及とマイナンバー制度の利活用の促進」に関して1,664億円（2019年度予算261億円）を計上した。また、マイナンバーカードを活用した消費活性化と官民共同利用型キャッシュレス決済基盤の構築に関して2,458億円（2019年度予算119億円）を計上した。

2020年9月からは前述のマイナンバーカードを利用した消費活性化策が、2021年3月からは健康保険証としての運用開始が想定されており⁸、これらの取組によりマイナンバーカードの交付枚数が前述の「全体スケジュール」で示されたとおり増加していくのが注目される。

3. 情報通信・郵政・放送関係

（1）電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証最終答申

2015年5月に成立した改正電気通信事業法の附則第9条に施行後3年の見直し規定が置かれている。2018年8月、総務省は、法改正後の施行状況を含め、2030年頃を見据えた新たな電気通信事業分野における競争ルール等について検討を行うことが必要とし、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」を情報通信審議会に対して諮問した。情報通信審議会は、2019年8月に中間答申⁹、同年12月に最終答申を行った。そのポイントは図3のとおりである。

最終答申では、人口減、過疎化に伴い電話の維持コストが増加している条件不利地域等

⁷ 一定額を前払い等した人に国が付与するポイント。マイナンバーカードを活用した消費活性化策として考えられており、民間のQRコード決済・スマホ決済などのキャッシュレス決済に、マイナンバーカードを持っている人がチャージすると国がポイントを上乘せするというもの。

⁸ 「マイナンバーカードの普及とマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（2019年6月4日、デジタル・ガバメント閣僚会議）

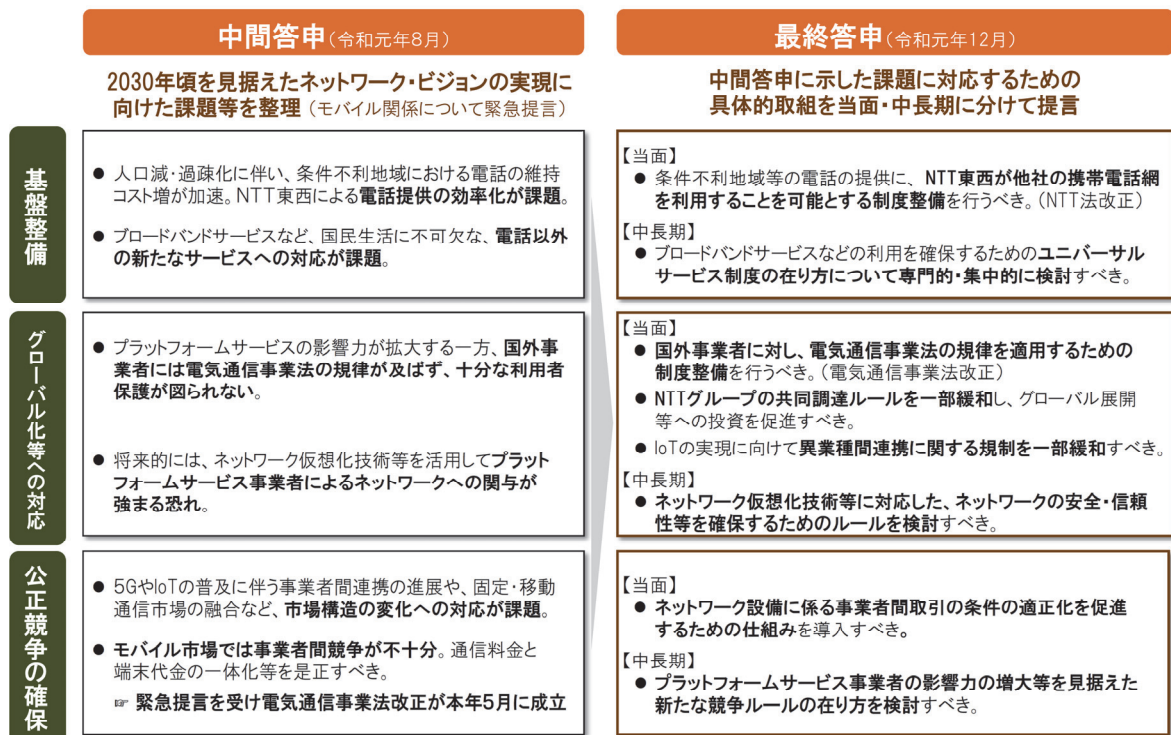
⁹ 中間答申のうち一部の項目については、先行して対応が行われ、その内容を含む電気通信事業法の一部を改正する法律案が第198回国会に提出され、2019年5月10日に成立、同年10月1日に施行されている。

の電話の提供について、NTT東西による設備の設置が、「極めて不経済となり、かえって『電話の役務のあまねく提供』の確保に支障を生じさせるおそれがある場合等に限り、他者設備の利用を例外的に認めることが適当」とし、NTT東西が他社の携帯電話網を利用することを可能とする制度整備が提言された。なお、提言では、制度創設に当たって、他者設備の利用を認める範囲に関する総務省における基準の明確化、安定的なサービス提供のための体制整備等を求めている。

また、グローバル化等への対応における当面の取組として、国内外プレイヤーの公正競争を図りつつ、我が国の利用者の利益を適切に保護するため、「国外事業者に対しても、電気通信事業法の規律を適用することが適当」とした上で、規律の実効性を担保するための方策について検討すべきとされた。

これらについては、それぞれ、日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和59年法律第85号）及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）の改正が必要となる事項であり、第201回国会への法案提出が予定されている¹⁰。

図3 包括的検証最終答申のポイント



(出所) 総務省資料

¹⁰ 「第201回国会（常会）総務省提出予定法律案等」によれば、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律案の提出が予定されており、その要旨は「電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保及び電気通信役務の利用者の利益の保護等を図るため、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による他の電気通信事業者の電気通信設備を用いた電話の役務の提供を可能とするための措置を講ずるとともに、外国法人等が電気通信事業を営む場合の規定の整備等を行う」とされている。

(2) 電話リレーサービス

総務省及び厚生労働省が、公共インフラとしての電話リレーサービスの実現に向けた様々な課題について検討するため、デジタル活用共生社会実現会議 ICTアクセシビリティ確保部会の下に設置した「電話リレーサービスに係るワーキンググループ」(以下「WG」という。)は、2019年12月に報告を取りまとめた。

同報告によると、電話リレーサービスとは、「耳の聴こえない人(聴覚障害者)と耳の聴こえる人(健聴者)とを、オペレーターが『手話』や『文字』と『音声』とを通訳することにより、即時双方向につながるサービス」である。WGでは、検討事項として、対象とする通訳方式、利用料金、実施体制、費用の負担の在り方という通信に関する課題のほか、その他の課題として実現に必要となる制度整備等を対象としていた。

WG報告では、対象とする通訳方式については、「手話通訳と文字通訳のいずれも対象とすることが適当である」とし、利用料金等については、「サービスの24時間、365日の提供を目指しつつ、音声通話(固定電話、携帯電話)の利用料金と同程度の従量制の料金体系とすることが適当である」とし、費用負担の在り方については、①ユニバーサルサービス交付金制度による負担金、②電気通信事業者による負担、③音声サービスの利用者による負担(ユニバーサルサービス交付金制度と類似の制度)の3つの考え方を示した上で①から③までの選択肢について「実現可能性の高いものから検討していくことが適当である」としている。また、実現に必要となる制度整備¹¹については、「国は、電話リレーサービスの実現に向け、必要となる制度整備について、検討を進めるべきである」とし、「制度整備の検討に当たっては、本報告書を踏まえて、電話リレーサービスの安定的・継続的な提供が可能な制度とするべきである」とされた。

電話リレーサービスについては、第201回国会への法案提出が予定されている¹²。

(3) 電波有効利用成長戦略懇談会令和元年度フォローアップ会合

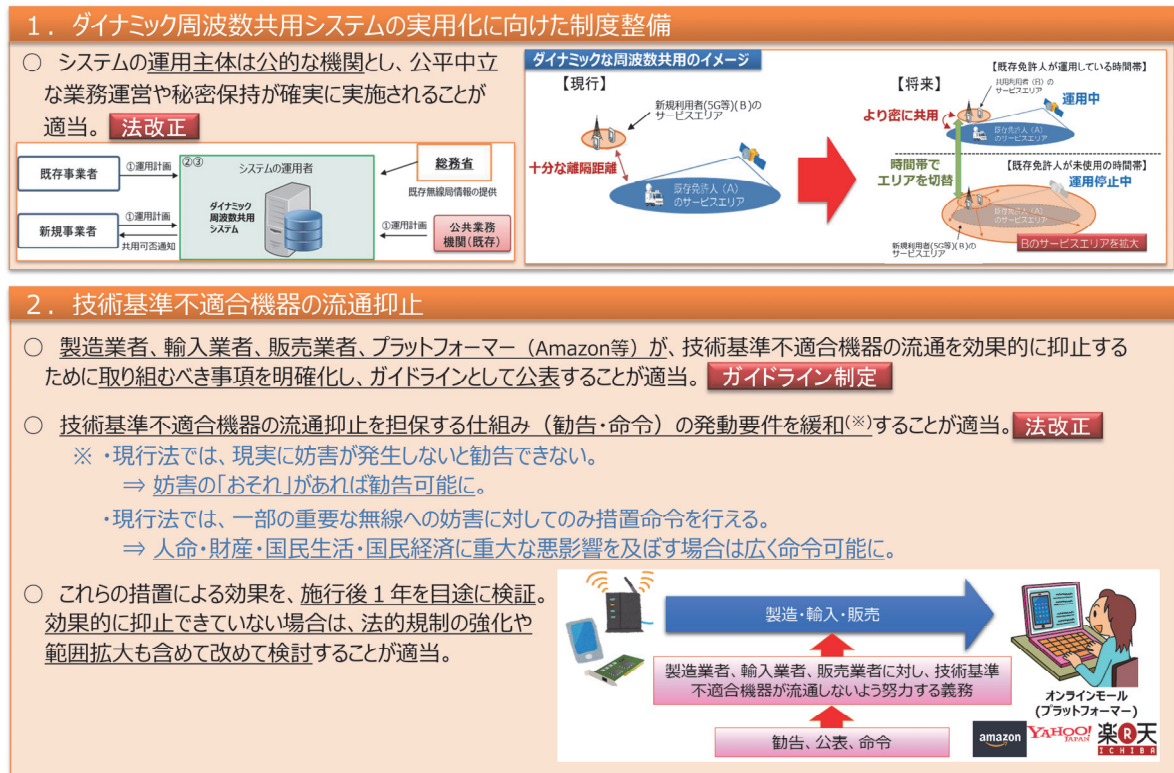
2017年11月から2018年8月まで電波有効利用成長戦略懇談会が開催され、電波の更なる有効利用に向けた様々な方策が検討された。同懇談会は2018年8月に提言¹³を取りまとめたが、更に深掘りすべき課題や新たに顕在化した課題について、同懇談会のフォローアップ会合が2019年12月に追加提言を取りまとめた(図4参照)。

¹¹ WG報告では、電話リレーサービスと電気通信事業法との関係について「電話リレーサービスはその一部に電気通信役務を含むものの、媒介性が否定されるため、サービス全体としては電気通信事業法における電気通信役務には該当せず、電気通信事業法の規律の対象外である」とされている。

¹² 「第201回国会(常会)総務省提出予定法律案等」によれば、聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律案(仮称)の提出が予定されており、その要旨は「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービス(仮称)の提供の業務を行う者の指定に関する制度及び当該指定を受けた者の当該業務に要する費用に充てるための交付金に関する制度を創設する等の措置を講ずる」とされている。

¹³ 同提言を踏まえ、第198回国会では、周波数割当制度の見直し等を内容とする「電波法の一部を改正する法律案」が提出され、2019年5月に成立している。

図4 電波有効利用成長戦略懇談会追加提言のポイント



(出所) 総務省資料

同追加提言に関しては、「ダイナミック周波数共用システム」（異なる無線システム間のより柔軟で動的な（ダイナミックな）周波数共用について、時間的地理的条件に応じて共用の可否を自動的に判定するためのシステム）の実用化に向けた制度整備、技術基準不適合機器の流通抑止等のため、電波法（昭和25年法律第131号）改正案の第201回国会への提出が予定されている¹⁴。

（4）かんぽ生命の不適正募集問題

ア かんぽ生命保険契約問題と初期の対応

2019年6月24日に、郵便局員のノルマ（営業目標）を背景として顧客に不利な契約をさせるかんぽ生命の不適切販売の疑いについて報道があり¹⁵、その後も多くの報道が続いた。

2019年6月27日に、かんぽ生命は、不利益が生じた顧客について元の契約の復元の取組を進めると表明したが、同年7月10日には、かんぽ生命と保険販売の窓口となる日

¹⁴ 「第201回国会（常会）総務省提出予定法律案等」によれば、電波法の一部を改正する法律案の提出が予定されており、その要旨は「電波の有効利用を促進するため、電波有効利用促進センターの業務の追加、特定基地局開設料に関する制度の対象となる特定基地局の追加、技術基準に適合しない無線設備に関する勧告等に関する制度の整備及び衛星基幹放送の受信環境の整備に関する電波利用料の用途の特例に係る期限の延長の措置を講ずる」とされている。

¹⁵ 『朝日新聞』（2019.6.24）

本郵便が6月27日発表の事例のほか、同種の実例についても契約復元の取組を実施すると表明した。同年7月14日には、かんぽ生命が保険勧誘の自粛等を行うとし、同月24日には日本郵政を含めた3社が外部専門家による特別調査委員会を設置した。

2019年7月31日に行われた日本郵政グループによる会見では、過去5年間分の全契約約3千万件の検証を行うとし、このうち、契約乗換後に不利益が生じたり、実態把握が必要となった事案（計約18.3万件）については、8月中に顧客への書面送付を完了し、契約時の状況等を確認して手続きを進めていくとし（特定事案調査）、また、これ以外の全契約については9月中に書面送付を実施するとした（全契約調査）。

イ かんぽ生命の契約調査の中間報告

2019年9月30日に、日本郵政グループから中間報告が公表された。

中間報告では、同月27日時点の状況として、特定事案調査については、契約時の状況や意向が確認できた約6.8万件のうち、6,327件の法令違反又は社内ルール違反の可能性があるとされ、うち法令違反の可能性のある事例については約1,400件との説明がなされた。また、全契約調査（約3,000万件、契約者数で約1,900万人）については、約68万通の返信等にとどまった。

ウ かんぽ生命の契約調査結果及び特別調査委員会による調査報告書

2019年12月18日に日本郵政グループは会見を行い、契約調査結果及び特別調査委員会による調査報告書を公表した。

調査結果では、特定事案調査について、調査対象事案数約18.3万件のうち、意向確認ができた事案数は約14.8万件（81%）であった（同月13日時点）。また、法令違反又は社内ルール違反の可能性のある事案（募集人調査）の数は12,836件であり、これらについて募集人の面談調査を行い、法令違反等の判定を行ったところ、判定が完了した事案は2,487件で、法令違反は48件、社内ルール違反は622件とされた¹⁶（同月15日時点）。さらに、全契約調査については、約100万通の返信のうち約42万人の顧客から要望・意見があった。

日本郵政グループは、この結果や特別調査委員会からの指摘等を踏まえ、募集管理に係る当面の取組として、①営業目標・手当等の見直し、②お客様本位の営業活動の強化、③コンプライアンス、監査部門の機能の充実等を行うとしている。

他方、特別調査委員会による調査報告書では、調査の結果明らかとなった事実や原因分析のほか、かんぽ生命保険商品の募集に係るコンプライアンス・リスク管理態勢の実態と問題点、日本郵政グループのガバナンスの問題点、日本郵政グループの契約問題に対する改善への取組み状況について明らかにした上で、①募集状況の可視化（録音録画）、②不適正募集のリスクがある契約をシステムにより営業のフロントで簡易に検知できる仕組みの整備、③新規契約の獲得に偏った手当及び人事評価の体系の見直し等の改善策等が提言された。

¹⁶ 面談が完了した事案数は6,472件であり、うち判定中の事案数が3,985件、判定が完了した事案のうち違反が認められなかったもの（非該当）は1,817件とされている。なお、募集人調査については、12月15日時点の状況である。

エ 総務省及び金融庁による行政処分

2019年12月27日、かんぽ生命の不適正募集に係る一連の問題に関して、総務省及び金融庁から、日本郵政グループ各社に対して行政処分が行われた。

総務省から、日本郵政に対して、日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）第13条第2項に基づき、ガバナンス態勢の構築等3項目に係る業務改善命令が行われる¹⁷とともに、日本郵便に対して、日本郵便株式会社法（平成17年法律第100号）第15条第2項に基づき、2020年1月1日から同年3月31日までのかんぽ生命保険商品の保険募集の業務停止命令及び新規契約獲得を過度に重視した営業推進管理の仕組みの見直し等5項目に係る業務改善命令が行われた¹⁸。また、両者に対して、2020年1月末までの改善計画（具体的な施策内容及び実施時期を盛り込んだもの）の策定・提出が求められた。

金融庁からは、かんぽ生命に対して、保険業法（平成7年法律第105号）第132条第1項に基づき、2020年1月1日から同年3月31日までの保険募集及び保険契約締結に係る業務停止命令及び7項目に係る業務改善命令、日本郵便に対して、同法第307条第1項に基づき、2020年1月1日から同年3月31日までの保険募集に係る業務停止命令及び6項目に係る業務改善命令、日本郵政に対して、同法第271条の29第1項に基づき、4項目に係る業務改善命令がそれぞれ行われた¹⁹。

オ 日本郵政グループの新体制における取組

2019年12月27日、日本郵政グループの3法人の社長が引責辞任を表明した。その後任として、2020年1月6日付けで、日本郵政の社長に元総務大臣の増田寛也氏、日本郵便の社長に前同社専務執行役の衣川和秀氏、かんぽ生命の社長に前同社代表執行役副社長の千田哲也氏がそれぞれ就任した。

2020年1月31日、日本郵政グループは総務省及び金融庁に業務改善計画を提出した。同計画によると、特定事案調査については、意向確認ができた者は約13.2万人（85%）となり（同月28日時点）²⁰、対象事案約18.3万件のうち募集人調査の対象事案数が13,215件、判定が完了した事案が4,855件、法令違反が106件、社内ルール違反が1,306件となった（同月29日時点）。また、全契約調査については、新たに深掘調査として約6万人（約22万件）を対象に調査を開始することとしている²¹。さらに、主な対策として、適正な営業目標の設定、契約乗換への対策など適正な営業推進態勢の確立を目指すほか、ガバナンスやコンプライアンスの強化等の施策を講じることとしている。

日本郵政グループにおける調査対象が拡大する一方で、全容解明は遅れており、総務

¹⁷ 「かんぽ生命保険の不適正募集に係る一連の問題に関する日本郵政株式会社法第13条第2項に基づく監督上の命令等について」（総情企第81号、2019.12.27）

¹⁸ 「かんぽ生命保険の不適正募集に係る一連の問題に関する日本郵便株式会社法第15条第2項に基づく監督上の命令等について」（総情貯第134号、2019.12.27）

¹⁹ 「日本郵政グループに対する行政処分について」（2019.12.27付け金融庁報道資料）〈<https://www.fsa.go.jp/news/r1/yousei/20191227.html>〉

²⁰ うち20,994人について、契約復元等が完了している。

²¹ 6万人の内訳は、多数契約が約0.6万人、多額契約が約1.8万人、被保険者を替えた乗換契約が約2.7万人、保険種類を替えた乗換契約が約0.4万人、保険期間等短縮変更制度を利用した乗換契約が約0.4万人となっている。

省及び金融庁による業務停止命令の期限である 2020 年 3 月末以降の保険販売の本格的な再開は厳しい状況となっている²²。今後の日本郵政グループによる調査及び再発防止策の進捗とともに業績に及ぼされる影響が注視される。

カ 日本郵政への情報漏えい

2019 年 12 月 20 日、鈴木茂樹総務事務次官（当時）が、「年内に予定している、日本郵政グループに対する行政処分案の検討状況について、被処分者である日本郵政株式会社に対して、漏洩を行った」として停職 3 月の懲戒処分を受け、同日付けで退職した²³。

同日に行われた高市総務大臣の記者会見によると、「今後の日本郵政グループへの対応方針などについて、大臣室内でごく少数の幹部と私が話し合った内容が、日本郵政株式会社に漏洩しているのではないかという疑念を抱かざるを得ない情報が入ってきた」ため、「12 月 17 日に内部監察を実施しましたところ、鈴木茂樹総務事務次官が、年内に予定しております日本郵政グループに対する行政処分案に関する検討状況につきまして、被処分予定者であります日本郵政株式会社の鈴木康雄²⁴取締役兼代表執行役上級副社長に対して漏洩を行っていたことがわかり」、「公務の中立性を損なう非違行為であり、国家公務員法第 99 条に定める信用失墜行為にあたる」として懲戒処分を行うこととしたとされる²⁵。

今回の情報漏えい問題については、高市大臣が「このような事案を起こした以上、総務省OBが、日本郵政の取締役などに就任することは好ましくない」と述べている²⁶。また、「郵政との癒着徹底解明を」、「郵政とのなれ合いは許されぬ」との報道²⁷があり、日本郵政グループと総務省の関係が論点になると考えられる。

キ かんぽ生命の不適正募集問題をめぐるNHKの報道と対応

2019 年 9 月 26 日の新聞報道²⁸において、かんぽ生命の不適切販売を取り上げた 2018 年 4 月のNHKの番組（クローズアップ現代+）をめぐり日本郵政グループがNHKに対し抗議や申入れを行い、これを受けて同年 10 月に経営委員会が上田良一会長（当時）を嚴重注意していたとの指摘がなされた。同報道について、同日に石原進経営委員長（当時）は、「適切な視聴者対応が行われているかを監督することは、経営委員会として重要な責務」とした上で、「自主自律や番組の編集の自由を損なう事実はありません」とするコメントを公表し、翌月には上田会長（当時）への嚴重注意に係る経営委員会の議事経過を公表した。

こうした中、石原前経営委員長及び上田前会長の任期満了に伴い、新たに森下俊三経

²² 日本郵政増田社長は、2020 年 1 月 31 日の記者会見で、再開時期に関し「判断はまだ先」と述べた。（『日本経済新聞』（2020. 2. 1））

²³ 「懲戒処分の公表」（2019. 12. 20 付け総務省報道発表資料）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01kanbo01_02000001_00002.html〉

²⁴ 鈴木康雄氏は、2009 年 7 月から 2010 年 1 月まで総務事務次官を務めていた。

²⁵ 「高市総務大臣臨時記者会見の概要」（2019. 12. 20 付け総務省会見発言記事）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000875.html〉

²⁶ 同上

²⁷ 『毎日新聞』社説（2019. 12. 21）、『読売新聞』社説（2019. 12. 21）

²⁸ 『毎日新聞』（2019. 9. 26）

菅委員長、前田晃伸会長が就任²⁹したところであり、新体制の下でのNHKのガバナンスの在り方が注目される。

(5) NHKの常時同時配信をめぐる最近の動き

NHKの常時同時配信については、第198回国会において2019年5月に放送法（昭和25年法律第132号）改正案が成立し、放送法上実施が可能となった。

常時同時配信をめぐるのは、（一社）日本民間放送連盟等が、NHKの業務の肥大化を懸念しており、実施基準（総務大臣認可）で定められているインターネット活用業務の実施費用の上限（受信料収入の2.5%）の維持等を求めてきた。また、衆参両院の総務委員会において付された放送法改正案に対する附帯決議では、政府及びNHKに対し、常時同時配信について、会計上の透明性の確保や適正な規模での実施等を求めた。

こうした状況の下、NHKは、2019年10月に実施基準の変更案の認可申請を行い、常時同時配信等の「基本的業務」に係る費用について、受信料収入の2.5%以内に抑え、抑制的な管理に努めるとした。一方、「公益性の観点から積極的な実施が求められる」とされた4項目は、前述の上限2.5%とは別に、個別に上限を設定した（合計約3.8%相当）。

これに対し、総務省は、同年11月8日に変更案に対する基本的考え方を示し³⁰、NHKの在り方について「業務」「受信料」「ガバナンス」を三位一体で改革していくことが必要であるとした上で、NHK案ではインターネット活用業務全体の費用上限は受信料収入の約3.8%相当となり、現行の実施基準と比較して著しく増加するためNHK全体の事業収支の悪化が懸念されるとし、NHKに対し基本的考え方についての検討結果を同年12月8日までに示すよう要請した。

NHKは、同日に検討結果を提出し、2020年度のインターネット活用業務について、東京オリンピック・パラリンピックの費用を除き、受信料収入の2.5%を上限とし、常時同時配信のサービス時間等を限定するなど、実施内容・規模を見直した上で、同年4月から開始するとした。

総務省は、同月23日にNHKの検討結果を大筋で容認する考え方を公表し、これを受け、翌24日にNHKから実施基準案の修正申請がなされた。総務省は、2020年1月14日にインターネット活用業務の実施費用の抑制的管理のための具体的な仕組みの早期導入、NHKと他の放送事業者との連携・協調の取組を具体化するために必要な協議の場の設置等の条件を付して認可した。

NHKは、翌15日に「2020年度（令和2年度）インターネット活用業務実施計画」及び「令和2年度収支予算、事業計画及び資金計画」を公表し、常時同時配信・見逃し番組配信サービス「NHKプラス」を2020年4月から1日18時間程度行うこととし、インターネット活用業務予算を170.3億円（受信料収入の2.4%）計上した。

²⁹ 森下経営委員長の就任日は2019年12月24日、前田会長の就任日は2020年1月25日である。森下経営委員長は前経営委員長職務代行者であり、前田会長はみずほフィナンシャルグループ元取締役会長である。

³⁰ 高市総務大臣は、同日の記者会見で、基本的考え方のポイントとして、「受信料制度との関係」「民間放送事業者との連携・協力」「費用の上限」の3点を示した。（「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（2019.11.8付け総務省会見発言記事）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000862.html〉）

NHKは、三位一体改革を推進するとともに、インターネット活用業務について会計上の透明性を十分確保し、適正な規模で実施することが求められており、新体制の下での今後の対応が注視される。

4. おわりに

以上述べた論点に限らず、総務省の政策に関しては、地方一般財源総額の確保、所有者不明土地等に係る固定資産税の課題への対応、電気供給業に係る法人事業税の収入金額課税の見直し、ふるさと納税制度の在り方及び大阪府泉佐野市に係る訴訟の動向、地方議会議員のなり手不足の現状と対策、消防の災害対応力の強化及び安全対策、消防団の現状と充実確保策、ローカル5Gの推進及び5G以後の移動通信システムへの対応、郵便サービスの見直し³¹（土曜日配達の休止、翌日配達の廃止）、ゆうちょ銀行の投資信託の不適切な取扱い、令和2年国勢調査の着実な実施に向けた取組等について議論が行われる可能性がある。

今後の我が国において、少子高齢化や地域の人口減少がもたらす諸課題を克服するとともに、住民生活の安心・安全の確保に向けた安定した行政サービスを提供し、将来にわたり各地域の活力を維持・向上していくためには、持続可能な地方行財政基盤の構築が不可欠である。また、IoTやAIなど情報通信技術が急速に進展し、国内外の競争が激しく行われている中で、我が国の国際競争力の向上、雇用創出、生活基盤の充実のためには、情報通信のインフラ整備や利活用の促進が極めて重要である。第201回国会においては、これらに関する施策について、幅広い観点からの議論が期待される場所である。

(かいの こうたろう、みながわ けんいち)

³¹ 日本郵便株式会社法改正案については、第201回国会への提出を見送る方針が高市総務大臣から示されている。（「高市総務大臣閣議後記者会見の概要」（2020.1.17 付け総務省会見発言記事）〈https://www.soumu.go.jp/menu_news/kaiken/01koho01_02000879.html〉）